

調査事業に係る事後評価記載様式

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

- 法定協議会を適切に開催し、本市における公共交通、特に箕面市内の生活交通（バス交通）の課題を幅広く把握した上で、連携計画の基本方針を踏まえた目標を設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等、連携計画の策定に向けて必要な調査を行った。
- また、計画事業の実施に向けて市民、商業者等地域関係者や交通事業者と実質的な合意形成を図った。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

- 箕面市の公共交通における現状・問題点及び課題について、平成20年度に近畿運輸局で取りまとめ整理している箕面市における「公共交通活性化プログラム」を活用した。
- また、市内バス交通の利用実態調査や、市内全自治会アンケート調査を実施して、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く体系的に把握した。

(別添資料1 連携計画参照)

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

- 箕面市の地理的特徴、都市構造とまちづくり、都市活力など、公共交通以外の現状、問題点と、公共交通との関連を整理している「公共交通活性化プログラム」を活用した。
- また、箕面市内の公共施設アクセスのために無料で運行している、公共施設巡回福祉バス（Mバス）と路線バスの市内循環便の問題点・課題を整理して、Mバスと路線バスとの連携又は一体化による新たなバス交通を検討した。

(別添資料1 連携計画参照)

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

- 公共交通サービスに係る、問題点、課題を踏まえ、目標と計画事業における評価指標・目標値及び見直し基準を設定した。
- 計画事業における目標値及び見直し基準は、市民満足度調査等、既存のデータをもとに、検証方法も検討したうえで設定した。

(別添資料1 連携計画参照)

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

- 総合計画及び都市計画マスタープランの内容を踏まえるとともに、公共交通サービスに対する市民ニーズを把握したうえで、市民協働により、目標等を設定した。

(別添資料1 連携計画参照)

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

- ① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

- 便利で安心して利用でき、元気になれる持続可能な公共交通ネットワークの確立を目指し、新たなバス交通の整備を図るため、実証運行事業を実施して、国庫補助金がなくても運営できる運行サービスや費用負担のあり方を明確にして、本格運行につなげる。
- 公共交通機関の連携を図るため、バスについては、路線バスと新たなバスとの役割分担を明確にして、路線バスの再編や路線バスと新たなバスとの乗り継ぎ運賃のシームレス化の事業を実施する。また、鉄道とバス等との乗り継ぎの円滑化等に資する交通案内所を鉄道駅に設置する事業を実施する。
- 関係者が連携して、公共交通の利便性向上を図るため、関係者も利用促進策の取り組み事業を実施する。

(別添資料1 連携計画参照)

<p>Ⅲ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>■ 目標を達成するための計画事業について、市民協働により、具体的な内容と、スケジュールを検討した。</p> <p>■ 検討の結果、実証運行事業については、具体的なスケジュールを確定するとともに、利用促進策については、事業実施の優先順位も決定した。</p> <p style="text-align: right;">(別添資料1 連携計画参照)</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>■ 事業評価について、市民協働により、評価指標、目標値、実証運行見直し基準を検討した。</p> <p>■ 検討の結果、評価指標は、収支率、利用率、認知度とした。また、収支率により、実証運行の運行サービスや運賃等の見直し基準も設定した。</p> <p style="text-align: right;">(別添資料1 連携計画参照)</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>■ 計画事業の実施主体について、市民協働により検討するとともに、交通事業者等とも協議調整して、協議会、行政、交通事業者、商業関係者、市民、NPO等各事業ごとに想定した。</p> <p style="text-align: right;">(別添資料1 連携計画参照)</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>■ 平成22年度に実証運行事業等を実施するにあたり、初期導入費もあり、国庫補助金等の財源確保は必要不可欠である。そのため、国の平成22年度の予算化等の動向を踏まえ、バス車両7台等(1億5千万円)については、平成21年度の「地域活力基盤創造交付金」を活用することとし、平成21年12月市議会で市負担分を予算化して、バス車両購入費の財源は確保した。</p> <p style="text-align: right;">(別添資料2 参照)</p> <p>■ 実証運行事業等に係るバス停設置等の初期導入費や運行経費等については、地域公共交通活性化・再生総合事業における国の補助金に加え、箕面市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、箕面市の平成22年2月議会に平成22年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。</p> <p>■ また、鉄道駅に併設する交通案内所は、国の補助金に加え、鉄道事業者が負担することで合意している。</p> <p style="text-align: right;">(別添資料1 連携計画参照)</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>■ 市民協働(商業関係者を含む)により、利用促進策を検討した結果、自治会各種団体が回数券の事前購入、商業施設等とタイアップしたクーポン付き乗車券の発売、商業施設等による啓発やエコショッピング制度の導入などの利用促進策の取り組み事業を設定した。</p> <p style="text-align: right;">(別添資料1 連携計画参照)</p>

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

- 法定協議会の規約を、第1回協議会で制定し、連携計画の策定及び変更の協議、連携計画の実施に係る連絡調整、連携計画に位置づけられた事業の実施、その他目的を達成するために必要なことを業務として規定して、計画の策定等の進め方は、各回協議会において審議するとともに、進捗状況は、適時情報提供したうえで次の協議会で報告している。

(別添資料3参照)

- また、協議会は、分科会規程を制定し、専門的な調査及び検討を分科会で行ってきた。

(別添資料4参照)

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか)。

- 協議会は、32名の委員で構成しており、そのうち12名は、市民・NPOや商業関係者である。また、分科会は、52名の委員で構成しており、公募市民24名、障害者団体・NPO・商業関係者等20名の計44名の市民参加で計画づくりを行ってきた。

- また、市民意見について、市内全自治会意向調査の実施、市内全域(小学校区13ヶ所)での説明会の開催及びパブリックコメントの実施などにより、市民ニーズや意見を計画づくりに反映させてきた。

(別添資料1連携計画参照)

2 協議会における審議

① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

- 第1回協議会においては、協議会の審議事項も含む運営要領が決定され、それ以降の協議会においては、調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されたほか、第4回協議会においては調査事業に係る評価指標、目標値が審議されており、調査事業を実施するにあたって協議会を適切に開催した。

- また、具体的な運行計画などについては、分科会で5回のワークショップと、2回の現地調査を行って、協議会に提案した。

(別添資料1連携計画参照)

② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

- 協議会で会議傍聴要綱を制定し、協議会・分科会を公開した。協議会の議事録は、インターネットのホームページにおいて公表した。

(別添資料5参照)

- また、分科会の検討状況は、ニュースレターとして、各公共施設やホームページにおいて、公表するとともに、市広報紙において、8月～1月のほぼ毎月検討状況を情報提供した。

(別添資料6参照)

3 地域関係者の実質的な合意形成

① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

- 市民・商業関係者等については、協議会・分科会に参画してもらうとともに、アンケート調査・説明会・パブリックコメントの実施や広報紙による情報提供により、実質的な合意が形成されたといえる。

■ 交通事業者については、市民ニーズへの対応に当初難色を示すこともあったが、協議調整の末、実施に合意を得た。

■ 市議会については、平成21年12月議会で、平成22年度の実証運行に使用するバス車両購入費を協議会に補助する補正予算を全会一致で可決するとともに、平成22年1月の交通対策特別委員会で審議してもらった。

(別添資料1 連携計画参照)